

診療所承継・開業支援事業について【未定稿】（活用希望調査用）

令和7年9月19日現在
長野県健康福祉部
医師・看護人材確保対策課

事業の概要

（１）事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師の確保が困難な地域などを「重点医師偏在対策支援区域」と設定した上で、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、施設整備、設備整備、一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

（２）重点医師偏在対策支援区域

医師偏在指標の区域	二次医療圏	対象市町村
医師少数区域	上小	上田市、東御市、青木村、長和町
	上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
	飯伊	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
	木曽	上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町
少数でも多数でもない区域	諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
	大北	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
	長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町
	北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
医師多数区域	佐久	小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町
	松本	麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村

※対象外の区域・・・小諸市、佐久市、松本市、塩尻市、安曇野市

（３）補助対象者

上記（２）の支援区域において、令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）に保険医療機関である一般診療所（歯科は除く）を承継又は開業を予定する者

※承継…管理者の変更をもって承継とみなします。

※開業…保険医療機関として指定を受け、実際に診療を開始する日となります。

(4) 事業内容等

①施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）等の整備支援

対象経費	基準額	補助率
診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 診療部門と一体となった医師住宅 (3) 診療部門と一体となった看護師住宅	次に掲げる基準面積に別に定める単価※を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 ア 無床の場合 160 m ² イ 有床の場合 (ア) 5床以下 240 m ² (イ) 6床以上 760 m ² (2) 医師住宅 80 m ² (3) 看護師住宅 80 m ² ※ 1 m ² 当たりの単価 ・鉄筋コンクリート 484,000 円 ・ブロック 214,000 円 ・木造 355,000 円	1/2

(注)

1 上記基準単価は、新築、増築及び改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とします。

2 以下の費用については、補助の対象外となります。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

②設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器の整備支援

対象経費	基準額	補助率
診療所として必要な医療機器等※の購入費 ※医療機器等については、診療に使用する医療機器と不可分な備品を指します。 「医療機器」として、高度管理医療機器、管理医療機器、一般医療機器の標記がされているものが対象となります。	1 か所当たり 16,500 千円	1/2

③地域への定着支援事業（運営費）

診療所を継承又は開業する場合の一定期間の地域への定着支援

対象経費	基準額	補助率
診療所の運営に必要な次に掲げる経費※ 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費 備品費(単価 50 万円未満に限る。) 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 社会保険料 雑役務費 委託費	1 か所当たり次により算出された額の合計額 (1) ア. 診療日数 1 ～129 日 6, 200 千円+ (71 千円×実診療日数) イ. 診療日数 130～259 日 6, 200 千円+ (77 千円×実診療日数) ウ. 診療日数 260 日以上 6, 200 千円+ (87 千円×実診療日数) (2) 訪問看護による加算額 25, 000 円×訪問看護日数	2/3

(注)

- 1 「診療収入額及び寄付金その他の収入額」が総事業費を上回る予定の場合、本事業の対象となりません。(赤字部分に対する補助となります。)
- 2 診療を開始した日から令和 9 年 3 月 31 までに掛かる運営に必要な経費が対象となります。承継・開業前に掛かった経費は対象となりません。

(5) 算定方法

- ア 上記の表の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定した額と総事業費から寄付金その他収入額（運営費については、診療報酬を含む）を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(6) 留意事項

- ・ **補助対象経費や基準額等は、現時点で国から提示されている令和 7 年度の事業案であり、来年度基準額や要件の変更が生じる可能性があります。**
- ・ 本事業は長野県地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所が対象となります。補助事業の活用希望があった事業所及び事業内容については、両協議会において事業計画書等が公表されますので、その旨を同意いただいた上で必要書類等を提出してください。
- ・ **「①施設整備事業」「②設備整備事業」は、県からの内示後に工事請負契約・売買契約を締結し、令和 9 年 3 月 31 までに完了する事業が対象となります。(参考：令和 7 年度（1 次募集）の県交付内示は 7 月 10 日)**
- ・ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、法令等により処分の制限を受けることとなりますので、短期間で財産処分とならないよう、長期的な計画に基づいた整備としてください。なお、補助目的に反して処分することとなった場合は、原則として補助金を返還していただくことになります。